



神戸地裁、不当判決に怒り！

厚労大臣の裁量権は、生きる権利より重いのか

2021年12月16日午後2時、判決は十数秒で終わる

裁判官は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広範な裁量を認めたとえ、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると、原告の請求を棄却しました。その上、原告らの主張をまともに判断することなく、原告の生活実態をみていません。また、最低生計費調査の結果等について法廷で証言をした金澤誠一教授の証言内容、生活保護法8条2項を憲法適合的に解釈しなければならない高田篤教授の鑑定書についても言及すらしていません。本当に神戸の裁判独自の証拠に対して判断をしたのかと疑いたくなります。

厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引き下げたことに目をつぶり、引下げの内容について実質的な検討することなく、本件引下げを裁量の範囲内であると安易に認定しています。



たたかいは大阪高裁へ

同日、報告集会開かれ、決意新たに



判決当日に行われた報告集会では、北風原告団長（写真中央）が「6年間ご支援いただいた皆さんに感謝します」と述べたうえで、「判決にいきどおりを感じる」と発言しました。

弁護団は、大阪高裁に控訴する方針を示しています。

判決文「コピペ」疑惑発覚！！

12月16日、信濃毎日新聞が、福岡地裁判決以降の京都・金沢地裁の判決文（全文）が、誤字も同じで文章も随所に酷似していることを報じました。判決文が類似している例として、NHK「受診」料等の誤字もあげています。同紙で、当会事務局長の小久保哲郎弁護士は、「表現が酷似しているだけでなく誤字まで同じというのはお粗末だ。裁判官が自分の頭で真摯に考えることを放棄しているのではないか」と批判しています。

また、元福岡高裁部統括判事の森野俊彦弁護士は「訴えを提起した原告らの心情を思いやるとき、（判断の）その理由については、心血を注いで起案し、批判を仰ぐべきだ」とコメントしています。この前代未聞の判決文「コピペ」疑惑は、同日のテレビニュース、翌日以降の新聞でも批判的に報じられました。

金沢地裁、不当判決！

—「私たちは一度負けたくらいであきらめない」—

11月25日、金沢地裁判決は、敗訴という不当判決でした。8年という長い歲月、「健康で文化的な最低限度の生活」が侵されていると訴え続けてきた4名の原告のまさに身を削る日々を、「棄却」「省略」「費用は原告負担」とたった20秒で片づけられた判決に、こんなに命が軽く扱われるのかと怒りと悔しさと許せない思いでいっぱいでした。



しかし、その後に行った報告集会は、私たち以上に悔しかったはずの原告の皆さんの控訴に向けた力強い決意表明と、それに呼応した全国の皆さんからの温かいエール交換で、沈んだ気持ちを前向きな力に変える、ほっこりした本当に良い集会になりました。ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました。

金沢地裁判決の前日と当日朝にNHKがニュースで流し（ニュースを見たという学生が傍聴に初参加！）、朝日新聞は控訴の前日と当日2日にわたり丁寧に取材した原告の生き様を記事にしてくれたりと、マスコミも少しずつ動き始めてくれた印象があります。取材した記者さんからは、「生活保護を利用している人も『同じ人間なんだ』と今さらながら胸に響きました。この裁判をしっかり取材してい

たい」とのコメントもありました。

また、小久保先生の「コピペ判決」発信についてのマスコミの反応は鋭く、NHK金沢放送局のニュースで取り上げられるなど、逆風だけではない風が吹き始めているように感じます。

「一度負けたくらいであきらめない」と報告集会で語られた原告の言葉をしっかり受け止め、勝利に向けた闘いを、地道に一步一步進めていきたいと思っています。

これからも、共に連帯し、がんばりましょう！

(人権を主張する石川の会 事務局 吉原和代)



(2021年12月10日 朝日新聞)

共同代表より;2021 年をふりかえって

「禍を転じて福となす」 (金沢大学名誉教授、井上英夫)



皆さん、コロナパンデミックの中、ご奮闘有難うございます。

大阪地裁勝訴判決を除いて敗訴が続いていますが、全国の皆さん意気軒昂ですね。

物価偽装を容認し、ついにはコピペ判決まで、余りにお粗末な裁判所に皆さんの怒りも頂点に達しているでしょう。

コピペ判決と言えば、学生のレポートなどでコピペが判明すれば落第です。まさに「落第判決」ですね。生活保護裁判以外でも、「リップサービス」判決、「枕詞」判決、「しかしながら」判決が続いています。基本的人権の保障にふれてはいるが、結局は、政府、自民党に忖度して、人権としての社会保障を否定する。親切さを装った「おためごかし」判決という悪質なものです。

こうした判決を打ち破るには、生活保護利用者そして国民の生活実態、生活保護が恩恵（公助）ではなく、生活保護法によって「与えられた権利」でもなく、憲法 25 条の保障する「人権としての生活保護」であるという歴史認識、国際人権では、最低限度ではなく十分な生活の保障になっているという国際感覚を裁判官の頭に叩き込む必要があります。

コロナ禍、皆さんの人権のためのたたかい・裁判は困難に陥っていますが、他方で新たな可能性も見られます。WEB 会議は、直接対話ができないという反面、遠隔地から参加可能ですし、若い学生さんも傍聴・集会等参加が増えているように思います。禍を転じて福となす。WEB 会議を活用しましょう。

それでも、来年は、皆さんにお会いしたい。ご健勝とご無事をお祈りします。

「大阪勝訴判決を力に生活実態で裁判所を追い詰めよう」

(全国生活と健康を守る会連合会副会長、前田美津恵)

この 1 年、あっという間で、大阪地裁の勝訴はつい先日のようです。小久保哲郎弁護士の「裁判所は生きていた」との名言、2 月 27 日のオンライン集会で支援する会（大阪アカンの会）の会長・木下秀雄さんが「この集会がどんな内容になるか心配でした」と語っていたのも印象的でした。全大阪生活と健康を守る会連合会の大口耕吉郎会長の喜びもひとしおだったと思います。

何といたっても原告のみなさんの喜びを思うと嬉しくてたまりません。

地裁、高裁の闘いでは原告の生活実態、「これが憲法で保障された“健康で文化的な最低限度の生活”か」と訴え、市民の共感を得てこれをどう世論にして裁判官の心を動かしていくかが重要な課題になります。

やはり「朝日訴訟のように闘おう」は大切なスローガンです。岡山では、裁判官に原告の家に行き生活実態を見てもらおうと「裁判所が原告の生活実態を直視し、公正な判決を行うことを求める請願」に取り組んでいます。老齢加算の生存権裁判では、福岡で原告の家を訪問してもらい、福岡高裁では勝利しています（最高裁では棄却）。

敗訴でも、みなさんからの激励に励まされたとの原告の声に、こちらが励まされています。全国が連帯している力強さです。2022 年もいっそう団結を強め、明るく奮闘していきましょう。

「2021年をふりかえって」 (元龍谷大学教員・大阪市立大学名誉教授、木下秀雄)

2021年を振り返ると、なんといっても画期的だったのは2月22日の大阪地裁での原告勝訴判決でした。しかし、残念ながらその後5地裁で敗訴判決が続きました。コロナ禍も第5波がひどくて、緊急事態宣言の下で生活に困る人が増えています。大変なこと、困難なことも多い年でしたが、大阪の「アカンの会」では、事務局会議にリモートで参加する人が少しずつ増え、原告当事者の方の声が支援活動に反映することが増えて来ています。大変なこと、困難なことは、それを突破する知恵と元気を掻き立てるきっかけだと前向きにとらえたいと思います。



2022年は、各地の地裁、そして名古屋、大阪、札幌、福岡の高裁でいい結果を得るために、できることは何でもやって、この訴訟勝訴に向けた年にしたいと思います。そして、生活保護を当たり前のようにする転換の年にしたいと思います。

この訴訟は、こんなことでもなければ知らないままでいただろう全国の人と知り合いになり、リモートで顔見知りになる、本当にいい機会です。このつながりを広げ、深めて、日本社会を少しでもいい方向に変えていきたいものです。

「不当判決を栄養源に」 (NPO 法人日本障害者協議会代表・きょうされん専務理事、藤井克徳)

「ウソは泥棒の始まり」、いつ頃誰に教わったかはわかりませんが、ずっと心に刻まれてきました。みんな同じだと思います。ところがここにきて急変しています。お役所方面では、これが通用しなくなりました。代わって、「役人は数字をつくる」が流行っているようです。国家の礎を成す基幹統計にさえ悪手が伸びています。森友問題での公文書の改ざん、障害分野での数十年に及ぶ水増し雇用等々、文字通り「ウソまみれ」の状態にあります。



私たちが闘っている、生活保護の基準引き下げ問題の訴訟も然りです。すべては、厚労省のウソ(物価偽装)から始まりました。期待を託した裁判所ですが、これがまた厚労省に輪をかけたひどい状況にあるのです。大阪地裁以外は裏切られています。ウソを見破れないほどの節穴なのか、見破る気がないのか、見破ってはならない呪縛にかられているのか、もはや法の番人としての体を成しているとは思えません。

原告のみなさん！支援者のみなさん！進捗状況はそれぞれですが、まずは正月で気分を一新してください。そして、来たるべき戦いに備えましょう。来年こそは、大阪地裁の再現を各地で具体化させましょう。悔しい不当判決が続いていますが、不当判決を栄養源に変えられるのも運動のすばらしさです。もっともっと繋がりをしましょう。

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年会費をお振り込みください。

年会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

- ①個人or団体の口数、②名前(所属)
 - ③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
- ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。